

令和6年第5回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 6年 5月29日 (水)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 6年 4月18日		
2	招集の期日	令和 6年 5月29日		
3	会 期	令和 6年 5月29日から 令和 6年 5月29日まで		
4	招集委員	4 名		
5	出席委員	4 名		
6	欠席委員氏名	なし		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	8 件	8 件	0 件	0 件
	計			
	8 件	8 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和6年教育委員会第4回定例会会議録の承認について
報告第1号	施設解体工事（湧別小学校）請負契約の締結について
報告第2号	空調設備工事（文化センターTOM）請負契約の締結について
報告第3号	第39回サロマ湖100kmウルトラマラソンの開催について
議案第1号	湧別町学校運営協議会委員の任命について
議案第2号	令和6年度湧別町社会教育推進計画の策定について
議案第3号	財産の貸付について
議案第4号	令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

承認第1号

令和6年教育委員会第4回定例会会議録の承認について

記

署名委員 喜多友美氏より報告

令和6年5月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

報告第1号

施設解体工事（湧別小学校）請負契約の締結について

施設解体工事（湧別小学校）について請負契約を締結したので、次のとおり報告する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 施設解体工事（湧別小学校） |
| 2. 契約の方法 | 地方自治法第234条第2項に基づく指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 242,000,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 紋別郡湧別町栄町133番地の1
株式会社 西村組
代表取締役 西村幸浩 |

令和6年5月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

報告第2号

空調設備工事（文化センターTOM）請負契約の締結について

空調設備工事（文化センターTOM）について請負契約を締結したので、次のとおり報告する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 空調設備工事（文化センターTOM） |
| 2. 契約の方法 | 地方自治法第234条第2項に基づく指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 91,190,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 北見市朝日町48番地
北辰・長谷川経常建設工事共同企業体
代表者 株式会社 北辰工業
代表取締役 越 膳 総一郎 |

令和6年5月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

報告第3号

第39回サロマ湖100kmウルトラマラソンの開催について

第39回サロマ湖100kmウルトラマラソンを次のように開催する。

記

別冊のとおり

令和6年5月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第 1 号

湧別町学校運営協議会委員の任命について

湧別町学校運営協議会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 2 項の規定により教育委員会の議決を求める。

記

別紙のとおり

令和 6 年 5 月 29 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

湧別町学校運営協議会規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する委員に異動があったため後任を任命しようとするものである。

議案第 1 号説明資料

○湧別町立富美小学校 学校運営協議会委員候補者

	氏 名	勤務先・職名等	性別	年齢	区分	任 期
1	大甕 好光	会社員	男	69	2	令和6年5月29日～ 令和7年9月30日

規則第 4 条第 1 項に定める委員の区分

- 1 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 2 対象学校の所在する地域の住民
- 3 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 対象学校の校長その他の教職員
- 5 対象学校を卒業した者その他の当該対象学校に関係を有する者
- 6 学識経験者
- 7 関係行政機関の職員
- 8 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

議案第2号

令和6年度湧別町社会教育推進計画の策定について

令和6年度湧別町社会教育推進計画を次のとおり策定する。

記

別紙のとおり

令和6年5月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和6年度の社会教育行政の執行にあたって、社会教育推進計画を定めようとするものである。

議案第3号

財産の貸付について

財産の貸付について、次のように議会に提案するように町長に申し出をする。

記

- 1 貸付する財産
 - (1) 施設名 湧別町文化センターTOM 旧商工会事務所
 - (2) 所在地 湧別町中湧別中町3020番地の1
 - (3) 貸付面積 90.651平方メートル
- 2 貸付の目的 湧別町観光協会が事務所として使用するため
- 3 貸付の相手方 湧別町栄町112番地の13
湧別町観光協会
会長 酒井純一
- 4 貸付期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日まで(5年間)
- 5 貸付金額 年額744,000円
(令和6年6月18日開会予定：町議会第2回定例会)

令和6年5月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定により湧別町文化センターTOMの一部を湧別町観光協会に貸し付けを行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第4号

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒を次のとおり認定する。

記

別紙のとおり

令和6年5月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。